

2019年7月8日
株式会社シェアティブ

**あい証券株式会社と金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結し、
ヘッジファンド型運用を行う「あい・パワーファンド」の取扱を開始しました**

株式会社シェアティブ（関東財務局長（金仲）第332号、東京都港区、代表取締役社長 亀岡基広、以下「シェアティブ」）は、あい証券株式会社（関東財務局長（金商）第236号、東京都港区、代表取締役 加藤丈典、以下「あい証券」）と、2019年7月8日付けで、金融商品仲介業に関する業務委託契約を締結しましたので、お知らせさせていただきます。



シェアティブでは、IFA（独立系ファイナンシャルアドバイザー）という立場を生かして、個人投資家に対して中長期の資産運用を中心としてアドバイスをしております。その中でも、株式や債券などの伝統的資産だけでなく、海外のヘッジファンドやオルタナティブ商品にも力を入れています。

海外のヘッジファンドというと、機関投資家や富裕層向けというイメージがありますが、国内の証券会社の中には、個人投資家でも投資できるように金額を抑えて組成している会社があります。シェアティブではそうした証券会社と業務提携を行い、個人投資家に対してヘッジファンドやオルタナティブ商品を組み入れた先進的な資産運用を提供したいと考えております。

この度、外国為替証拠金取引（FX）を利用した裁定取引運用を戦略とした公募投資信託「あい・パワーファンド」を取り扱うあい証券と業務提携することで、小額からでもヘッジファンドの運用商品を提供できるようになりました。

今後も、個人投資家向けに資産運用の中長期的なアドバイザーとして、ヘッジファンドを中心とした資産運用の機会を提供するべく、今後も取り組んで参ります。

■あい証券の会社概要

商号 あい証券株式会社
設立 2005年6月
所在地 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー7F
代表者 加藤 文典
登録番号 関東財務局長（金商）第236号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本商品先物取引業協会

■シェアティブの会社概要

商号 株式会社シェアティブ
設立 2005年1月
所在地 東京都港区西新橋1-17-12 第二横山ビル5F
代表者 亀岡 基広
登録番号 関東財務局長（金仲）第332号

<金融商品仲介業に係る表示>

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。

当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。

【所属金融商品取引業者の商号】

- ・株式会社証券ジャパン [関東財務局長（金商）第170号]（加入協会）日本証券業協会
- ・株式会社SBI証券 [関東財務局長（金商）第44号]（加入協会）日本証券業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- ・リーディング証券株式会社 [関東財務局長（金商）第78号]（加入協会）日本証券業協会
- ・エアーズシー証券株式会社 [関東財務局長（金商）第33号]（加入協会）日本証券業協会
- ・あい証券株式会社[関東財務局長（金商）第236号]（加入協会）日本証券業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本商品先物取引業協会

本リリースに関するお問い合わせ先 株式会社シェアティブ
証券コンサルティング事業部 蕪木(kaburagi)・平岡(hiraoka)
TEL：03-5510-5972

MAIL：netindex@sharetive.co.jp

URL：<http://www.sharetive.co.jp/>